（運用上の配慮）

**第二十二条**　電子決済等代行業等に関する改正後の各法律の規定の運用に当たっては、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

---

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

**法律第五十号**

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律

（通訳案内士法の一部改正）

**第一条**　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　全国通訳案内士
　第一節　全国通訳案内士の資格（第三条・第四条）
　第二節　全国通訳案内士試験（第五条―第十七条）
　第三節　全国通訳案内士の登録（第十八条―第二十八条）
　第四節　全国通訳案内士の業務（第二十九条―第三十四条）
　第五節　登録研修機関（第三十五条―第五十一条）
　第六節　雑則（第五十二条）
第三章　地域通訳案内士
　第一節　地域通訳案内士育成等基本指針等（第五十三条・第五十四条）
　第二節　地域通訳案内士の資格（第五十五条・第五十六条）
　第三節　地域通訳案内士の登録（第五十七条）
　第四節　地域通訳案内士の業務（第五十八条・第五十九条）
　第五節　雑則（第六十条）
第四章　雑則（第六十一条）
第五章　罰則（第六十二条―第六十七条）
附則

第一条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士」に改める。

第二条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地域通訳案内士は、その資格を得た第五十四条第二項第一号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

第二章の章名を削る。

第二条の次に次の章名及び節名を付する。

**第二章**　全国通訳案内士

**第一節**　全国通訳案内士の資格

第三条中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に、「通訳案内士となる」を「全国通訳案内士となる」に改める。

第四条中「通訳案内士となる」を「全国通訳案内士となる」に改め、同条第二号中「第三十三条第一項」を「第二十五条（第五十七条において準用する場合を含む。）」に、「業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分」を「登録を取り消され、その取消し」に、「もの」を「者」に改め、同条第三号から第九号までを削り、同条の次に次の節名を付する。

**第二節**　全国通訳案内士試験

第五条中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に、「通訳案内士として」を「全国通訳案内士として」に改める。

第六条第一項中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五　通訳案内の実務

第七条中「掲げる試験」を「定める試験」に改め、同条第一号及び第二号中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

第八条から第十条までの規定及び第十一条第一項中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

第十三条第一項中「通訳案内士として」を「全国通訳案内士として」に、「通訳案内士試験委員」を「全国通訳案内士試験委員」に改める。

第十五条第一項及び第十七条中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

第三章の章名を削る。

第十七条の次に次の節名を付する。

**第三節**　全国通訳案内士の登録

第十八条中「通訳案内士となる」を「全国通訳案内士となる」に、「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

第二十条第二項及び第二十一条第一項中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第二十二条の見出しを「（全国通訳案内士登録証）」に改め、同条中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録証」を「全国通訳案内士登録証」に改める。

第二十三条及び第二十四条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第二十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（登録の取消し等）」を付し、同条第一項中「通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は」を「都道府県知事は、全国通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には」に、「抹消しなければ」を「取り消さなければ」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2　都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、その登録を取り消すことができる。

第二十五条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第二十六条を次のように改める。

（登録の消除）

**第二十六条**　都道府県知事は、全国通訳案内士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

第二十八条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第四章の章名を削る。